

「電力安全課メールマガジン」をお読みいただきありがとうございます。

本メールマガでは、電気保安に関する情報等を不定期で発信していきます。

皆様の業務のお役に立てていただければ幸いです。

また、申請・届出を行う場合は、電子申請システム「保安ネット」を

ご活用いただくよう、御協力をお願いいたします。

【目次】

1. トピックス
2. 新着情報
3. お知らせ

1. トピックス

■ 2023年度夏季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について【新規】

近年の豪雨や台風等では、太陽電池パネル等の崩落や飛散、雷撃を受けた風車のブレードが折損して発電所構外へ飛散したり、風車が焼失したりする事故が発生しました。また、需要設備においては、非常用予備発電装置を設置しているにもかかわらず、点検が実施されていなかったために不具合を発見できず、被災時に動作しなかった事例が発生しています。

電気管理技術者及び電気保安法人におかれましては、同様の事故の再発を防止するためにも、夏季の自然災害による被害を受ける時期までに適切な点検を行い、自然災害の備えに万全を期するようにしてください。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/05/20230531-2.html

■ 2023年度夏季の電力需要期等における電気設備の保安管理の徹底について【新規】

発電事業者各位におかれましては、日頃から電気設備の安全性と安定供給の確保に努めていただいているところですが、夏季の電力高需要期並びに梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、老朽火力及び再生可能エネルギー等発電設備を中心に巡視・点検を強化し、電気設備の事故の防止に万全を期すとともに、万が一の事故発生時にも早期復旧が可能となるよう、事前対策の徹底等をお願いします。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/05/20230531-1.html

■ 自然災害による再エネ発電設備の事故防止及び安全確保について【新規】

近年、台風や豪雨により太陽電池発電設備や風力発電設備などの破損事故が発生しています。設置者におかれましては、こうした同様の事故を防止するためにも、台風や豪雨による被害を受ける時期までに、太陽電池発電設備及び風力発電設備のブレードやタワー等の入念な点検を実施するなど、台風や豪雨の備えに万全を期するようお願いします。

また、河川氾濫等により浸水・破損した太陽電池発電設備は、光が当たっていれば発電している可能性があり、むやみに触ると感電のおそれがあります。このような被害が発生した場合は、関係者以外が不用意に立ち入らないような対策を行ってください。

もし、浸水・破損した太陽電池発電設備を見かけた場合は、むやみに近づかず、設置者やメーカー等に速やかに連絡するようお願いします。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/05/20230531-3.html

■ 工事計画・事故報告の対象となる設備の変更について【新規】

令和5年3月10日付けで「電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令」、「主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示」が公布されました。

本改正は電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条及び同法第106条に基づいて、特定の設備や一定規模以上の設備の工事計画や破損事故等を届出・報告対象としています。これらの対象については、設備の運用実態の変化や設備・機器の技術革新、事故原因の分析等を踏まえて適宜見直しを行っており、第9回及び第10回電気保安制度WGにより結論を得られたため、所要の改正を行うものです。

なお、施行日は令和5年3月31日となります。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230310.html

■高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係内規の改正等について

令和5年3月20日付けで高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号、以下「改正法」という。）の一部施行等に伴う関連内規の改正規定が公布されました。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230320.html

■【Q & A】自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインの一部改正について令和5年3月20日電気事業法改正に伴い、自家用サイバーの内規及びQ & Aの一部改正を行いました。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230320-21.html

■登録安全管理審査機関が行う使用前安全管理審査の対象設備拡大について【新規】

令和4年12月14日公布「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」に基づき、令和5年3月20日から、登録安全管理審査機関が行う使用前安全管理審査の対象設備の範囲が拡大されました。

今後は、登録安全管理審査機関に対して使用前安全管理審査の申請を行うようお願いいたします。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/anzenkanrishin

■保安ネットで電気事業法に関する新制度である小規模事業用電気工作物の

届出をご提出いただくことが可能となりました。【新規】

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230320_hoannet_oshirase.html

2. 新着情報

■電気事故＜事業用（自家用）電気工作物＞

◇速報＜12～3月受理分＞（主な発生事故。今後変更となる可能性があります）

【感電等死傷事故】

令和5年1月中に「1」件、令和5年2月中に「1」件発生しました。

- ・当該事業場の電気管理技術者は低濃度PCB含有電気工作物の調査を行っていたところ、キュービクル内のコンデンサ周りに十分なスペースがあったため、充電しているキュービクル内に上半身を侵入させてコンデンサの銘板を確認した。その後、キュービクル外に出ようと立ち上がったところ、動力トランス用LBSの2次側にヘルメットが接触して短絡、アークが発生した。電気管理技術者はアークによる熱で火傷を負い、さらに衝撃によりキュービクル外に吹き飛ばされた。《作業方法不良》
- ・保安業務担当者は月次点検が完了した後に、PCB含有電気工作物の調査のため受電中のキュービクル内に入り、高圧引き込みケーブルヘッド部に接触、臀部から感電し、臀部と左手が火傷と右手を切傷した。《作業準備不良》

【波及事故（事故報告対象のみ）】

令和4年12月中に「1」件、令和5年1月中に「4」件、令和5年2月中に「2」件、令和5年3月

中に「2」件発生しました。

【破損事故】

令和4年12月中に「1」件、令和5年1月中に「6」件、令和5年2月中に「3」件、令和5年3月中に「2」件発生しており、全て太陽電池発電所（太陽電池発電設備）で発生した破損事故です。

- ・積雪により当該発電所の太陽電池パネル架台が破損した。《原因調査中》
 - ・数日間にわたり、逆変換装置から直流過電流他の警報が発生し、計12台の逆変換装置が停止した。当日は豪雪のため、現場に立入調査することができない状況であった。
- 後日、当該逆変換装置の現地調査を実施したところ、インバーター盤内部で雪の侵入と思われる痕跡とIGBT素子の故障を覚知した。《原因調査中》

※当部管内で発生した事故は、四半期毎にとりまとめて一覧形式で公表しています。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/jiko/jirei/jirei.htm>

3. お知らせ

■産業保安監督部職員（係長級）選考採用募集について

経済産業省 産業保安監督部では、電気・高圧ガス・石油コンビナート・都市ガス・液化石油ガス・鉱山・火薬類等に関する産業保安行政の充実・強化を図るため、実務経験に基づく高度かつ専門的な知識経験を有する職員を募集します。

応募資格：大学を卒業した者は7年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は9年以上、高等学校を卒業した者は13年以上の職務経験を有する者であって、電気・電子、情報、機械、化学、鉱業、環境、土木・建築等の実務経験を有する方（技術職・事務職は問わない）。

採用予定数：下記勤務地の産業保安監督部毎に若干名

してください。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/merumaga.htm>

発行：中国四国産業保安監督部 電力安全課

中国四国産業保安監督部HP

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/>

中国四国産業保安監督部 twitter

<https://twitter.com/hoanchugoku/>